

新宿区教育委員会会議録

令和2年第1回臨時会

令和2年1月22日

新宿区教育委員会

令和2年第1回新宿区教育委員会臨時会

日 時 令和2年1月22日(水)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時45分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	今 野 雅 裕
委 員	古 笛 恵 子	委 員	星 野 洋
委 員	山 下 浩 一 郎	委 員	羽 原 清 雅

説明のため出席した者の職氏名

次 長	村 上 道 明	中 央 図 書 館 長	佐 藤 之 哉
教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之	教 育 指 導 課 長	長 田 和 義
教 育 支 援 課 長	内 野 桂 子	学 校 運 営 課 長	菊 島 茂 雄
主 任 指 導 主 事	小 林 力	統 括 指 導 主 事	坂 元 竜 二
統 括 指 導 主 事	波 多 江 誠		

書記

教 育 調 整 課 主 査	平 明 生	教 育 調 整 課 係 長	勝 山 雄 太
---------------	-------	---------------	---------

議事日程

議 案

- 日程第1 第1号議案 新宿区立幼稚園条例の一部改正について
- 日程第2 第2号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第3 第3号議案 令和元年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、令和2年新宿区教育委員会第1回臨時会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録署名者は、古笛委員にお願いいたします。

○古笛委員 はい、了解しました。

○教育長 本日の進行につきましては、初めに、日程第1 第1号議案及び日程第2 第2号議案までの説明を受け、審議し、その後、日程第3 第3号議案の説明を受け、審議をするものとします。

◎ 第1号議案 新宿区立幼稚園条例の一部改正について

◎ 第2号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第3号議案 令和元年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第1号議案 新宿区立幼稚園条例の一部改正について」、「日程第2 第2号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第3 第3号議案 令和元年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について」を議題とします。

それでは、第1号議案及び第2号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第1号議案及び第2号議案について、一括して御説明いたします。

本件は、幼稚園における預かり保育に関する規定を整備するものでございますが、議案説明の前に、まず、改正の経緯や内容等について簡単に御説明をさせていただきます。

区立幼稚園における預かり保育につきましては、現在、試行により実施していることから、実施に必要な事項は、要綱により定めておりました。しかしながら、試行期間も5年が経過し、安定した運営ができる態勢が整備されてきたことや、子ども・子育て支援法等の改正によりまして、預かり保育料の基準額が国から示されたことなどを踏まえ、4月から本格実施するに当たり、預かり保育の実施に必要な実施日、保育料等の基本的な事項について条例に規定するとともに、実施園や実施時間、実施要件などにつきましては、規則に規定することにしたものでございます。

それでは、改めてお手元の議案概要をごらんください。

第1号議案 新宿区立幼稚園条例の一部改正についてです。

本件につきましては、預かり保育に関する規定を整備するものです。

改正内容といたしましては、預かり保育の本格実施に伴い、実施日及び保育料等に関する規定を新設するほか、その他の規定を整備するものです。

お手元の新旧対照表をごらんください。

まず、第1条についてですが、改正後の条文において、学校教育法の規定が複数出てくることから、新たに学校教育法の略称規定を設けるものでございます。

次に、第3条ですが、現行、区立幼稚園では、学校教育法に関する事業を行うものとしていたことから、特段事業に関する規定は設けておりませんでした。今回、預かり保育に関する規定を整備するに当たりまして、区立幼稚園の行う事業に関する規定を新設するものでございます。

第4条は、第3条の追加に伴いまして、条の繰り下げを行うほか、略称規定を整備するものです。

次に、第8条についてです。こちらで、預かり保育の実施に関する規定を新たに定めるものです。

まず、第1項で具体的な実施園は、別に規則で定めることにしています。

次に、2ページ、第2項で預かり保育の実施日は、幼稚園の休業日以外の日とし、第3項では、預かり保育の実施時間は、別に規則で定めることといたしました。第4項では、実施要件の規定を設け、具体的な要件は別に規則で定めることとしています。第5項では、預かり保育の申込みと承諾について定め、具体的な手続につきましては、こちらで規則で定めることとしたものです。

次に、第10条についてです。こちらは、預かり保育料に関する規定を新たに定めるものです。1日当たりの預かり保育料を450円とし、月額の上限額につきましては、5,000円と定めるものです。

次の第11条では、預かり保育の納付義務についての規定を新設し、第12条では、預かり保育料の減額に関する規定を定め、細則については規則で定めるものです。

附則についてですが、この条例の施行期日は令和2年4月1日とし、経過措置といたしまして、現行の新宿区立幼稚園における預かり保育事業実施要綱において行われた申込みと承諾については、引き続き、この条例による規定を受けるものとみなす規定を設けるものでござ

ございます。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第1号議案の提案理由です。

預かり保育に関する規定を整備する必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

続きまして、第2号議案について御説明いたします。

議案概要にお戻りください。

本件につきましては、第1号議案と同様に預かり保育に関する規定を整備するものでございます。

改正内容といたしましては、預かり保育の実施園、実施時間、実施要件及び申込み方法など、条例に規定する預かり保育の実施内容の細則を定めるものでございます。

また、本議案には特記事項を付しており、第1号議案による条例改正が区議会で原案どおり可決した場合に成立するといったものでございます。

第2号議案の新旧対照表をごらんください。

まず、第12条で預かり保育の実施園に関する規定を新設いたします。実施園は、新宿区立市谷幼稚園、鶴巻幼稚園、花園幼稚園及び西戸山幼稚園の4園となります。

次の第13条では、預かり保育の実施時間に関する規定を新設いたします。預かり保育の実施時間は、教育時間の終了後から午後4時30分までとするもので、委員会が必要と認めるときは、これを変更することができるものです。

次に、第14条では、預かり保育の実施要件に関する規定を新設するものです。第1項では、預かり保育を利用できる幼児は、実施園の在園児とし、第2項では、預かり保育を利用しようとする保護者が、次の第1号から第12号のいずれかの要件に該当する必要があるほか、預かり保育料の未納がないことを要件として規定するものでございます。

次の2ページをごらんください。

2ページの第15条から5ページの第23条にかけまして、預かり保育の申込み方法や保育の実施の承諾・不承諾、実施日の変更、及び取消しの申出、それから預かり保育料の決定など、手続に関する規定をこちらの15条から23条の中で設けているものでございます。

具体的な説明については割愛をさせていただきます。

なお、これに関連する様式といたしまして、新たに9種類の様式を新設するほか、現行の第7号様式、こちらは保育料決定通知になりますが、こちらにつきましても、引用条項の規定を整備するなどの改正を行うものでございます。

本規則の附則でございます。5ページをごらんください。

この規則の施行期日は令和2年4月1日とし、経過措置といたしまして、現行の新宿区立幼稚園における預かり保育事業実施要綱において、保育料の未納がある者については、引き続き、この規則においても未納者とみなす規定を設けるものでございます。

それでは、1枚目、議案文にお戻りいただきまして、第2号議案の提案理由ですが、預かり保育に関する規定を整備する必要があるためでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

第1号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○今野委員 実施時間について、教育終了後から4時30分までとなっていますけれども、大体どのくらいに終わって、何時間くらいまで見てもらえるものなのでしょうか。園によって違うんでしょうけれども、おおよそどのような感じですか。

○学校運営課長 おおむね午後2時に園は終了しております。その後、園児の引き渡しなどで10分程度は園児の動きがありますけれども、それ以降、おおむね2時間以上は、この預かり保育を御利用いただいているという状況でございます。

○今野委員 わかりました。

○教育長 ほかに御質問等はございますでしょうか。

○山下委員 現状、どれぐらいの人数がこれを利用されていますでしょうか。

○学校運営課長 こちらは1日25名の枠、緊急枠2名を含めて4園で実施しているところです。御利用いただいている方については、27年度当初から比べますと相当伸びておりまして、直近の30年度につきましては、延べ9,419人の方に御利用いただいている状況でございます。

なお、令和元年度につきましては、1学期のみで3,233人が御利用いただいているという状況でございます。

○羽原委員 大体ほかの自治体の幼稚園も4時半くらいまでが限度なんですか。

○学校運営課長 終了する時間につきましては、さまざまでございます。5時や5時半など、そういった設定をしているところもございます。

○教育長 おおむねとしてはどうでしょうか。

○学校運営課長 おおむね、預かり保育の実施に当たっては、5時を設定しているところが多いです。

○羽原委員 男性も含めての話ではあるけれども、今の時代の女性、つまり、働いているお母

さん方にとって、4時半というのはちょっと中途半端じゃないかなと思うんですが。どういった基準で4時半になるかわからないが、ほかの幼稚園が5時までとか、そういうケースもあるということならば、できれば延ばしてあげたほうが良いなとは思いますが、ただ、いろいろと制約される条件もありましようから、特に答弁を求めませんが、今後もし再検討する機会があったら、延ばす方向で実施していただければと思います。

○**学校運営課長** 御意見ありがとうございます。この預かり保育につきましては、今回、条例に位置づける意味と申しましうか、教育調整課長からも御説明させていただきましたが、試行期間から5年を経過して、条例で正式にこの事業を位置づける必要があるということと、幼児教育・保育の無償化が始まって、ある程度目安となる預かり事業の単価が示されたというところ。そういった点を含めて位置づけたものであると同時に、10月からの幼児教育・保育無償化が始まったことによって、保育ニーズや幼稚園のニーズにどれだけの動きがあるのか、そういったところも見定める必要があるということで、10月にはこの条例への位置づけをしなかったところでございます。

そうした中で、次回の教育委員会の場で各幼稚園の園児数、また学級編制の状況につきましては御報告をさせていただく予定でございますが、令和2年度の速報値で申しますと、それぞれの14園で学級編制ができています。ただ、昨年度に比べて、入園者は減っている状況でございます。

そのような状況も踏まえまして、預かり保育の事業規模につきましては、現状で条例に位置づけても問題ないだろうという判断をさせていただいているところでございます。

御意見いただいた時間等の検討につきましては、保護者の方など、広く御意見を踏まえながら進めていく必要があると考えております。

○**教育長** よろしく申し上げます。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

○**今野委員** すみません、もう一ついいでしょうか。利用料金についてですけれども、定期実施で月5,000円となっています。無償化の関係で預かり保育も対象になりますので、実際はそれでカバーされてしまうものばかりなのではないでしょうか。

○**学校運営課長** 今回、定期利用のほかの利用の方につきましては、1日当たり450円を設定させていただいておりますけれども、2号認定、保育の必要性があると認められる保護者の方が園児を預ける場合につきましては、全て補助されるという状況でございます。

また、定期利用ですと、月に最大1万1,300円まで補助ができます。こちらも2号認定が

されている必要がございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○今野委員 わかりました。

○教育長 利用者の中で、2号認定の件数はどのくらいでしょうか。

○学校運営課長 直近10月の時点で1号・2号認定の申込みをいただいたところだと、区立幼稚園だと34人の申請があったところがございます。

○教育長 ありがとうございます。

ほかに御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 それでは、他に御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第1号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第1号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第2号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第2号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第2号議案は原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に、第3号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

説明が長くなるようでしたら、座って御説明ください。

○教育調整課長 ありがとうございます。それでは、第3号議案 令和元年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について、御説明させていただきます。

まず、例年とは評価対象に少し違いがございますので、初めに、評価全体の流れについて、口頭で御説明をさせていただきます。

新宿区では、区の施策及び事業がその目的に即して効果的・効率的に展開され、実施されているかを客観的に評価し、その結果を区の政策形成の基礎とすることを目的として、毎年度、行政評価を実施しております。その評価につきましては、行政内部で実施をする内部評

価と、外部評価委員が評価を実施する外部評価の2つに分かれているものでございます。

評価の対象事業につきましては、議案を1枚おめくりいただきますと、対象事業一覧というものがございますが、平成30年度より外部評価の対象事業につきましては、外部評価委員会が選定した個別施策と、その個別施策を構成する計画事業について評価をし、また、その経常事業の取組状況の確認を行うという形に変更されております。

令和元年度につきましては、教育委員会が所管するこちらの個別施策、「未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」が選定されたことから、この事業一覧にございます個別施策を構成する16の計画事業の評価、並びに次ページをごらんいただきますと、こちらの39の経常事業につきましては、取組状況の確認を行ったものでございます。

区長は、内部評価と外部評価それぞれに対する区民からの意見を踏まえ、行政委員会とも意見を調整した上で、区としての総合判断を行うとしておりますので、本日は教育委員会として、この総合判断について御審議いただくものでございます。

それでは、議案内容の説明に移らせていただきます。

説明につきましては、まず、個別施策の説明を行いまして、その後、総合判断の内容が来年度の予算編成や取組につながる計画事業につきましては、概要を御説明させていただきます。

なお、経常事業につきましては内容の確認となっておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

まず、議案資料1ページの個別施策についてでございます。1ページをごらんください。

こちらのページの左側の外部評価の意見でございますが、まず、総合評価につきましては、第1段落目の終わりのところに記載がございますように、本施策の取組状況は、「おおむね順調に進んでいる」と評価されております。特に、特別支援教室については、高い評価を得ておりますが、一方でICTを活用したプログラミング教育や小中連携型地域協働学校の実施に向けた今後の展開については、課題の共有と効果検証に基づき、丁寧にしっかりと検討していく必要があるとの御意見を頂戴しているものでございます。

これを受けまして、区の対応といたしましては、このページ右側中段、「ご指摘の」から始まる段落になりますが、プログラミング教育の推進については、モデル実施を踏まえ、各校での実践事例や教材等を共有するとともに、ICT支援員による授業のサポートの充実を図るなど、プログラミング教育の本格実施に向け、支援体制を強化していきます。

また、小中連携型地域協働学校では、これまでの実施内容を踏まえ、効果検証を徹底し、各地区の地域性などを十分考慮しながら連携を深めていきますとしたものでございます。

次に、2ページでございます。左側の取組の方向性に対する意見でございますが、2段落目の「また」以降のところ、本施策を推進していくためには、「チームとしての学校」の取組が大切であるとした上で、3段落目で、今後、「チームとしての学校」の取組を広げて行く際には、これまで以上に多様な人材との連携が必要となる。それらの人材の果たしている役割と待遇との間に齟齬が生じないように十分に配慮しながら取り組んでほしいとの御意見を頂戴したものでございます。

これを受けまして、右側の記載の2段落目、「また」以降のところでございますが、子どもを取り巻く状況の変化や、複雑化・多様化した課題に向き合うため、教職員に加えてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門人材や、地域協働学校の学校支援活動を支える多様な人材がおのこの専門性に応じて学校運営に参画し、サポートしていくことにより、学校の組織力をより効果的に高め、教育活動の充実を図る必要がありますとの認識を示した上で、今後も計画事業34「チームとしての学校の整備」で示した3つの取組のみならず、子どもたちの資質・能力の育成等のため、学校運営に携わるスタッフの資質向上や待遇面にも配慮しながら多様な外部人材の活用を図り、教育活動の充実につなげていきますとしたものでございます。

このページ最後の区の総合判断のところでは、今後も新宿区教育ビジョンの3つの柱のもと、教育施策を着実に推進し、子どもたちが生涯を切り開いていく力を一層伸ばしていきますとしているものでございます。

続きまして、計画事業について御説明をさせていただきます。

初めに、5ページをお開きください。

こちら、計画事業25番、一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育の推進でございます。

まず、総合評価のところ、一人ひとりの児童・生徒に対応できるように、特別支援教育、日本語サポート指導、不登校対策など、それぞれ専門人材を活用して、丁寧に取り組んでおり、「計画どおり」との評価をいただいているところでございます。

その上で、中段に記載がございしますが、不登校対策については、不登校の児童・生徒が学校に戻れるように、諦めずに不登校対策に取り組むとともに、関係機関が連携をより密にして、幾つかの選択肢、対策を視野に入れて適切な対応をしてほしいとの御意見を頂戴したものでございます。

こちらを受けまして、区の対応といたしましては、右側に記載の3段落目のところになりますが、不登校の児童・生徒については、みずから登校を希望した際には円滑な学校復帰が

可能となるよう、居場所としての教育環境づくりや適切な支援や働きかけを行うだけでなく、不登校の状況であっても、訪問型支援を含め、多様な教育機会を確保していくことが肝要であるとの認識を述べさせていただいております。

また、6ページの区の総合判断のところになりますが、不登校対策については、未然防止に向けた取組を着実に進めるとともに、関係諸機関との連携やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門人材の効果的な活用を進め、不登校児童・生徒への多様な教育機会の確保についても研究を進めていきますとしたものでございます。

続きまして、10ページをお開きください。

28番、公私立幼稚園における幼児教育等の推進でございます。

左側の総合評価では、区立幼稚園においては、全14園での3年保育の実施、地域バランスに配慮した4園での預かり保育の実施など、保護者のニーズに対応した幼児教育の実施や、私立幼稚園については助成により保育環境の充実に取り組んでいることから、「計画どおり」との評価をいただいたものでございます。

ただし、それぞれの取組の中で、質の高い幼児教育とは何かが見えていないように思われる。また、質の高い幼児教育の評価の視点が見えるような指標の設定を検討してほしいとの御意見を頂戴したものでございます。

こちらを受けまして、区の対応といたしましては、右側で、まず、質の高い幼児教育についての記述としては、幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、この時期の子どもたちの特性を踏まえ、豊かな体験を通して感じたり、気づいたりすることができる環境を整え、一人ひとりの幼児が主体的に活動できるようにすることが重要であるとの考えを述べた上で、評価につきましては、4段落目で、平成30年度から指標の変更を行いました。外部評価意見を踏まえて、今後、指標の見直しを検討していきますとしたものでございます。

また、11ページの区の総合判断のところでは、幼児教育・保育の無償化が始まったことにより、公私立幼稚園を取り巻く状況は大きく変化していくことが見込まれますとの見通しのもと、令和2年度から新たに、園児保護者のさらなる負担軽減、安全安心な幼児教育環境の整備及び特色ある幼児教育の推進のための施策を実施することにより、保護者が公私立幼稚園に求めるニーズの変化に対応するとともに、幼児教育のさらなる充実を図ってまいりますとしているものでございます。

続きまして、14ページをお開きください。

計画事業30番、ICTを活用した教育の充実です。ここでは、総合評価のところ、「計画どおり」との評価をいただいておりますが、その下の令和元年度取組方針に対する意見の欄では、新学習指導要領の実施に対応したプログラミング教育の実施の際には、デジタル教材・プログラミング教育の実践事例などの成果を共有する仕組みを整えるだけでなく、プログラミング教材を実際に活用できるように適切な支援を望むとの御意見を頂戴したものでございます。

この対応といたしましては、その右側で、新学習指導要領の実施に伴うプログラミング教育の推進については、各校での実践事例や教材等を共有するとともに、プログラミング教材を効果的に活用できるようICT支援員による授業のサポートの充実を図るなど、プログラミング教育の本格実施に向け支援体制を強化してまいりますとしたものでございます。

また、このページの一番下、区の総合判断のところでも、新学習指導要領の実施に対応した校務支援システムの更新に伴って、教員向けの研修の充実を図るとともに、デジタル教材の効果的な活用やプログラミング教育の本格実施に向け、支援体制を強化しますとしたものでございます。

計画事業の説明は以上となります。

それでは、1枚目にお戻りいただきまして、第3号議案の提案理由です。

令和元年度内部評価及び外部評価の実施結果を踏まえた教育委員会の総合判断を行うためでございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。

第3号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

○今野委員 27ページの学校支援体制の充実にhyper-QUについての記載があります。今までは4年生からということだったけれども、1年生から実施を検討してほしいというような意見に対して、1年からの実施を検討していきます、とあります。

従来やってこなかったのは、調査が小学校低学年の児童になじむかどうかという疑念があるということだったかと思います。これは今後の検討でしょうけれども、ある程度、この従来の見方を変えられる状況があるのかどうか。つまり、1年から実施してくれるように読めますけれども、差し障りのない範囲でお答えいただければと思います。

○教育指導課長 低学年に対するhyper-QUの実施につきましては、子どもたちが自分の置かれている状況というものを素直に表現できるかどうかということが、非常に重要なポイント

トになってくると考えております。

これまで学年を4年生以上で実施していたというのは、子どもの回答から状況を把握しやすい学年ということから設定をさせていただいたところです。しかしながら、hyper-QU自体の有効性というものが認識されてきまして、低学年からでも学校の創意工夫によって、実施体制を構築できれば、子どもたちの状況を捉えることができるというような認識に立って、これまで方法等を積み上げてきております。そして、実際に各学校では、hyper-QUの結果を有効に使ってきているという状況もございます。

今後につきましては、そうした各学校の取組の方法等を十分検証した上で、実施学年について拡大できるかどうかということ、少し時間がかかるかもしれませんが、検討してまいりたいと考えております。

○**今野委員** わかりました。

○**教育長** ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

○**羽原委員** 27ページの外国籍児童の教育支援、これについては、未就学の外国籍の子どもたちの調査、これを学校なり事務局なりでやり切れるのかどうか。相当数に上りますけれども。文科省はそう言っているけれども、現場としてはどういうふうに取り組めるのか、あるいは新年度からどういう対応策を考えているのか、お聞かせいただければと思います。

○**学校運営課長** 不就学につきましては、第4回定例会の中でも御質問がございまして、我々としても新年度、その不就学の実態の把握に努めるということでお答えをさせていただいているところでございます。

具体的に申しますと、新年度が始まって以降、4月、5月といった早い段階で学籍が確認できない外国籍のお子さんに対して、多言語でアンケート調査を実施したいと考えております。こちらは郵送で行う予定です。就学先の調査を行いまして、どれぐらいお返事をいただけるのか、そちらにもよりますけれども、来年度は、まずは郵送でその実態調査に努めるということで考えております。

○**羽原委員** もう子どもの所在はつかめているわけですか。

○**学校運営課長** あくまで住民基本台帳上の住民登録地について郵送で確認をとりますので、もしそちらに居所がない場合、返送されてくることとなります。そういったところも含めて、人の手が必要な事業になってくるかと思っておりますので、来年度につきましては、どこまでできるかは、アンケートを実施して、その後になってくるかと思っております。まずは早い段階で、そういった実態調査のアンケートを実施したいと考えております。

○羽原委員 わかりました。

○教育長 ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 なければ、第3号議案について、お諮りします。

第3号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第3号議案は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

○教育長 次に、本日の日程では予定されている報告事項はありませんが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会といたします。

ありがとうございました。

午後 3時45分閉会